



一般社団法人日本ジュエリー協会

〒110-8626 東京都台東区東上野2-23-25

TEL (03) 3835-8567 FAX (03) 3839-6599

URL <http://www.jja.ne.jp/> e-mail info@jja.ne.jp

平成 27 年 1 月 8 日

会員各位

一般社団法人 日本ジュエリー協会

専務理事 梅澤 貞雄

アンケートご協力のお願い

明けましておめでとうございます。旧年中は JJA に対するご理解ご協力誠にありがとうございました。本年も旧年同様ご指導ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。

さて、新年早々恐縮ですが、経済産業省日用品室より「改正犯罪収益移転防止法」（いわゆるマネー・ロンダリング関連の法律）の対応にかかるアンケートの依頼がありました。同省は既にご承知の通り JJA と極めて関連の深い省庁であり良好な関係を保っております。会員各位におかれましてはご多用中のところ誠に恐縮ですが、本件ご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、具体的内容と調査票につきましては次ページ以降をご確認ください。

またご質問等がありましたら事務局（林）までご連絡ください。

以 上

改正犯罪収益移転防止法への対応に係るアンケート調査への協力依頼

平成 27 年 1 月
経済産業省日用品室

犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）とは、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されること、マネー・ローンダリングを防止することを目的とした法律です。

ジュエリー事業者における特定取引とは、ジュエリー製品（貴金属、真珠、貴石、半貴石を用いるもの）の売買契約のうち、200万円を超える現金取引を指します。

平成26年11月に犯罪収益移転防止法の改正法が成立いたしました。改正法では、ジュエリー事業者を含む特定事業者に対して顧客管理の強化を求めているところです。具体的には、疑わしい取引の届出の該当性を判断する際に一定の方法を採ることが求められるとともに、顧客管理措置の実施に関する内部規程の作成、顧客管理措置の責任者の選定が努力義務として盛り込まれています。

ジュエリー業界においても、マネー・ローンダリングのリスク低減、消費者からの信用維持のために顧客管理措置を充実させていくことが重要です。

現在、皆様が円滑に改正法に対応できるように、説明会の開催、各種参考資料の作成を検討しています。

検討時の参考とするために、犯罪収益移転防止法に関連する皆様の業務量、現在の体制について、別紙調査票にご回答ください。

回答いただいた内容については、個社情報が分からないようにとりまとめた上で、説明会の開催等に関連した警察庁との調整に用いる予定です。

個社の回答内容については、日用品室で管理し、公表・他部署への共有等はいたしません。

（調査票の提出期限）

平成27年1月23日（金）

（調査票の提出方法）

下記提出先まで、郵送、FAX又はメールのいずれかの方法で提出
無記名での提出も結構です。

（調査票の提出・問い合わせ先）

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省商務情報政策局日用品室 宮村、水野
電話：03-3501-1705
FAX：03-3501-6794
メール：jewellery-chosa@meti.go.jp

調 査 票

御社名： _____

記入者名： _____（部署 _____）

連絡先： 電話： _____ mail： _____

1. 犯罪収益移転防止法上の特定取引件数

①ジュエリー製品の売買契約（事業者間取引含む）で、**200万円を超える現金取引**は年間（2013年1月～12月）で何件程度ありますか。該当する件数にチェックをつけてください。

0件 1～9件 10～49件 50件以上

②上記**200万円を超える現金取引**について、該当する件数にそれぞれチェックをつけてください。

・事業者間取引（仕入、他社への卸売等）

0件 1～9件 10～49件 50件以上

・消費者への販売

0件 1～9件 10～49件 50件以上

・消費者からの買い取り（下取り含む）

0件 1～9件 10～49件 50件以上

③「設問1-①」でご回答いただいた件数は、**現金以外を含む200万円を超える取引全体**のどの程度を占めますか。該当する割合にチェックをつけてください。

1%未満 1%以上5%未満 5%以上10%未満

10%以上30%未満 30%以上

2. 本人確認の方法について

犯罪収益移転防止法では、特定取引に際して取引時確認を行うことが義務付けられているところですが、顧客の本人確認の状況について、ご回答ください。

①個人顧客の取引時確認で写真付証明書をを用いる割合

10%未満 10%以上30%未満 30%以上50%未満

50%以上70%未満 70%以上

②個人顧客の取引時確認で提示を受けたことがあるものをご回答ください。

（写真付証明書）

パスポート 運転免許証 住民基本台帳カード 在留カード

その他公的機関が発行する写真付証明書（ _____ ）

（写真無書類）

健康保険証 年金手帳 その他（ _____ ）

③法人顧客の取引時確認で提示を受けたことがあるものをご回答ください。

登記事項証明書 印鑑登録証明書 その他（ _____ ）

3. 疑わしい取引の判断

疑わしい取引か否かをどのように判断していますか。該当する項目にチェックをつけてください。(複数回答可)

- 行政発表資料(タリバーンリスト等)を参考に判断している。
- 取引時確認で得た本人情報を参考に判断している。
- 取引する商品の内容(同じ商品を大量に購入(買取を希望)する等)を参考に判断している。
- 取引形態(短期間に同じ商品を複数回購入等)を参考に判断している。
- 報道情報(宝石窃盗事件の記事等)を参考に判断している。
- その他()

4. 改正犯罪収益移転防止法への対応

先般、改正犯罪収益移転防止法が成立いたしました。同改正法では、特定事業者に対して、従前から努力義務とされていた「使用人に対する訓練(社内研修等)」に加えて、「顧客管理措置の実施に関する内部規程の作成」「顧客管理措置の責任者の選定」を求めています。

①使用人に対する訓練(社内研修等)の実施にあたって、御社の実態に近いものにチェックをしてください。

- 既の実施している・すぐの実施できる
- 準備期間があれば実施できる
- 以下の理由により実施困難
 - 研修すべき内容が分からない
 - 犯罪収益移転防止法に精通した者が社内にはいない
 - 犯罪収益移転防止法に精通した専門家がみつからない・分からない
 - その他()

②顧客管理措置の内部規程の作成にあたって、御社の実態に近いものにチェックをしてください。

- 既に作成している・すぐに作成できる
- 準備期間があれば作成できる
- 以下の理由により実施困難
 - 規程に盛り込む内容が分からない
 - 犯罪収益移転防止法に精通した者が社内にはいない
 - 犯罪収益移転防止法に精通した専門家がみつからない・分からない
 - その他()

③顧客管理措置の責任者の選任にあたって、御社の実態に近いものにチェックをしてください。

- 既に選任している・すぐに選任できる
- 準備期間があれば選任できる
- 以下の理由により実施困難
 - どのような者・部署が望ましいか分からない
 - 犯罪収益移転防止法に精通した者が社内にはいない
 - その他()

ジュエリー業界における疑わしい取引の参考事例

平成26年12月15日
経済産業省日用品室

(全般的な注意事項)

以下事例は、事業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第8条第1項に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他事業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を最新の内容に更新しながら総合的に勘案して事業者において判断する必要があります。

したがって、これらの事例は、事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものすべてが疑わしい取引に該当するものではありません。一方、これら事例に該当しない取引であっても、事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものについては届出を行う必要があります。なお、各事例ともに、合理的な理由がある場合はこの限りではありません。

1. 現金の使用形態に着目した事例

- (1) 多額の現金により購入する場合。
- (2) 1回当たりの購入額が少額であっても頻繁に購入を行うことにより、結果として多額の購入となる場合。
- (3) 顧客の収入、資産等に見合わない多額の購入又は販売を行う場合。

2. 真の契約者を隠匿している可能性に着目した事例

- (1) 顧客が取引の関係書類に自己の名前を書くことを拒んだり、本人確認書類の提示に拒否反応を示した場合。
- (2) 本人確認の際に顧客が呈示した身分証明書等が偽造である疑いがある場合。
- (3) 売買契約の締結が、架空名義又は借名で行われたとの疑いがある場合。
- (4) 申込書、売買契約書等の取引の関係書類それぞれに異なる名前を使用しようとする場合。
- (5) 法人の実体がないとの疑いが生じた当該法人関係者が取引に関わっている場合や、当該法人に確認した本人確認等に関する情報（住所、電話番号等）に虚偽の疑いがある場合。
- (6) 顧客の住所と異なる場所に関係書類の送付を希望する場合。

3. 取引の特異性（不自然さ）に着目した事例

- (1) 数人で同時に来店し、別々の担当者に多額の現金取引を依頼する場合。
- (2) 短期間に多数のジュエリーを購入するにもかかわらず、各々のデザイン等に対してほとんど関心を示さない場合。
- (3) 同一人物・企業が、短期間のうちに多くのジュエリーの売買を行う場合。
- (4) 経済合理性から見て異常な取引を行おうとする場合（たとえば、売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でも厭わないとする場合等）。

(5) ジュエリーに刻印されている貴金属等の品位と実際に確認した品位が異なる場合。

4. その他の事例

(1) 暴力団員、暴力団関係者等が取引に関わる場合。

(2) 顧客が取引の秘密を不自然に強調する場合及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った場合。

(3) 自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む場合。

(4) 自社従業員の知識、経験等から見て、取引の態様が不自然な場合又は顧客の態度、動向等が不自然な場合。

(5) 犯罪収益移転防止管理官(※)その他の公的機関などから、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引を行う場合。

(※) 警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官 (J A F I C)